

# 姫路市男女共同参画プラン市民会議意見集

姫路市男女共同参画プラン市民会議

平成28年3月



< 目 次 >

「基本目標」と「推進体制の整備」に対する意見	2
基本目標Ⅰ 人権尊重をめざす市民意識の育成	2
基本目標Ⅱ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	4
基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画促進	6
基本目標Ⅳ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	8
基本目標Ⅴ 生涯を通じた心身の健康づくり	10
基本目標Ⅵ 少子・高齢化社会における福祉の充実	13
推進体制の整備	16
その他の意見	18
参考資料	20
委員名簿	
委員募集ちらし	
会議の概要	
第1回姫路市男女共同参画プラン市民会議配布資料	

※1 意見集の内容は、基本的に委員の発言をできる限り忠実に表記しています。

※2 「(状)」と付いているものは、「推進状況調書(平成27年3月現在)」に対する意見を表す。

## 「基本目標」と「推進体制の整備」に対する意見

### 基本目標Ⅰ

### 人権尊重をめざす市民意識の育成

指 標	目標値（平成29年度）
①「男女共同参画社会」の認知度	95%
②固定的性別役割分担意識（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方）	賛成<反対（男女とも）
③「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の周知度	90%

■意見なし

基本課題	基本施策
1. 女性の人権・自己決定権の確立	(1)「女性の人権尊重」に向けた市民理解の推進
	(2)女性が「自らの権利」をよく知る（リーガル・リテラシー）ための取り組み

■「ジェンダー」の用語解説に図解入りの分かりやすい説明を加えることはできないか。

基本課題	基本施策
2. 男女の自律・自立意識の促進	(1)男性・子どもにとっての男女共同参画の推進
	(2)女性の能力育成・開発（エンパワーメント）に向けた啓発の推進
	(3)固定的な性別役割分担意識の払拭

■(1)-②男性相談体制の確立に向けた検討

- ・男性の子育て・介護への参画の促進に取り組む必要があるのではないか。
- ・女性のための相談はあるが、男性のための相談の場がなく、実際にニーズや相談事例のある、男性に対するDV対策が必要ではないか。

■(1)-③男性対象の啓発講座の開催

- ・(状)男性対象であっても「男女共同参画推進の固定的役割分担にとらわれない」観点からは、誰もが参加しやすいものを検討すべきではないか。
- ・(状)男女共同参画推進センターの「生涯現役応援講座の開催」の男性受講者の人数が極端に

少ない。男性の受講者を増やすための工夫が必要ではないか。

■(1)-⑤男性のための家事・育児・介護等に関する資料の作成

- ・(状)パンフレット等作成とあるが作成時期を設定し、男性だけでなく誰が見ても分かりやすいものを作成することが必要ではないか。

■(3)-③男女共同参画に関する講座・講演会等の開催

- ・中高生等若年層に対して出前講座等を開催することで「男女共同参画」の認識を幅広く深めていく必要があるのではないか。

基本課題	基本施策
3. 人権文化の定着	(1)「人権文化」創造への参画促進
	(2)人権を尊重した表現の定着
	(3)男女共同参画に関する調査・研究
	(4)多様な文化をもつ人々と共生する社会づくり

- ・「性的マイノリティ」の用語解説中にある「性的少数者」という表現は、一部の特異な存在という印象を与え、差別意識を増幅させることから、人権擁護や国際的な流れに反したものであり、敢えて表記するのであれば、「性の多様性」の方が適当ではないか。

- ・用語解説されている「性同一性障害」とは、ジェンダーにとらわれたために生じた問題であり、このような表現をプランに用いるのは不適當ではないか。

■(1)-⑤地域人権研修等の充実

- ・「人権学習地域講座」では、男女共同参画や国際交流など、毎年テーマを変えていくべきではないか。

■(1)-⑥「男女共同参画週間」等における意識啓発の充実

- ・「男女共同参画週間」が浸透しておらず、知られていない。週間の期間を明示しての周知が必要ではないか。

基本課題	基本施策
4. あらゆる暴力の根絶	(1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
	(2)ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
	(3)セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
	(4)児童虐待の防止と対策の強化
	(5)高齢者への虐待防止
	(6)障害者への虐待防止

- ・「あらゆる暴力」とはどのような範囲を指すものなのか分かりにくい。
- ・「ドメスティック・バイオレンス（DV）」の用語解説中の表現を「～精神的暴力（モラル・ハラスメント）～」とできないか。
- ・基本施策に「モラル・ハラスメント」（用語解説を含む。）に関するものを加えてはどうか。

■(2)ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進

- ・DVについての啓発パンフレット等を必要な場所に設置すべきではないか。
- ・DVについて当事者が相談する窓口を分かっておらず、シェルターの存在も認知がされていないことから、情報提供が必要ではないか。
- ・具体的施策として「デートDV対策の推進」や「モラル・ハラスメント対策の推進」を新規に追加してはどうか。

■(2)-①相談体制の充実

- ・DV相談支援センターにおける支援の際、シェルターの存在を周知する必要があるのではないか。

■(3)-②パワーハラスメント等防止のための啓発

- ・(状)「女性へのあらゆる暴力防止に関するパンフレット」とあるが、暴力の防止は男女問わず必要であるので「女性への」は必要ないのではないか。

■(5)-①高齢者への虐待についての情報提供・相談体制の充実

- ・虐待について正しく理解した上で、その防止に向けた対策を講ずる必要があるのではないか。

■(6)-①障害者への虐待防止

- ・虐待について正しく理解した上で、その防止に向けた対策を講ずる必要があるのではないか。

**基本目標Ⅱ**

**男女共同参画を推進する教育・学習の充実**

指 標	目標値（平成29年度）
①地域における学習機会の提供（出前講座等の年間回数）	20回
②一時保育付き講座・講演会の開催数	70件

■意見なし

基本課題	基本施策
1. 男女共同参画の視点に立った生まれる前からの保育・教育の推進	(1)家庭における男女共同参画の推進
	(2)ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進

■(1)-④子育て教室等の開催

- ・(状)父母だけでなく、子育てに携わる祖父母へも実施する必要があるのではないか。

■(2)-①男女平等教育の推進

- ・男性の保育士の採用が進むことで、幼少期の子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれないようになるのではないか。

基本課題	基本施策
2. 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	(1)人権尊重と男女平等を定着させる教育の充実
	(2)教職員への男女共同参画を深め定着させる研修の推進
	(3)子どもが「互いの考え・立場を伝え、理解しあう能力」を身につける学習の促進
	(4)多様な選択を可能にする教育・学習の充実

■(1)-①男女平等教育副読本等の活用

- ・小学校の課題（標語など）に男女共同参画を取り入れてみてはどうか。
- ・男女共同参画の意識がまだまだ浸透していないことから、身近な問題であるとの意識を持たせるような教育をもっとすべきではないか。
- ・道徳に代わる授業が必要であり、デートDVのほか、差別発言・用語を使わないよう教育をする必要があるのではないか。

■(4)-③女子学生・生徒の理工系分野進学促進

- ・理工系分野へ進学している具体的な事例の紹介をしてはどうか。
- ・女子の理工系分野だけでなく、男子の助産師等への進路に関する情報も紹介をしてはどうか。

基本課題	基本施策
3. 生涯学習での男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1)地域でのジェンダーにとらわれない意識を育てる学習の充実
	(2)生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備
	(3)ジェンダーや性に関するメディアからの情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成
	(4)若い世代向けの「性と人権」、恋愛・結婚における対等な関係づくりについて

■(1)-①ジェンダー問題に関する市民講師の育成

- ・(状)公民館での男女共同参画に関する講座を義務化してはどうか。

- ・養成するのは、「ジェンダーに敏感な視点を持った講師」ではなく、「ジェンダーにとらわれない視点を持った講師」であるべきで、養成講座では、可能であれば、ジェンダー問題に現に苦しんでいる者が話すようにしてはどうか。

■(3)-①メディア・リテラシーを確立するための講座の開催

- ・メディアの発信する内容をジェンダーにとらわれないようにすることはもちろんであるが、それを読み解く事ができるリテラシーを確立する必要があり、矛盾した内容となっている講座を是正し、正しく理解のできる講座を実施する必要があるのではないか。

■(4)-①若い世代を中心にした講座・講演会等の開催

- ・「若い世代」を「高校生以上」としているが、「中学生以上」としてはどうか。

■(4)-②若者向けの啓発資料の作成

- ・若者にとって受け身のものではなく、能動的なものを作成する必要があるのではないか。
- ・パンフレットだけでなく、携行しやすいカードサイズの資料を作成し、若者が集う場所に設置するほか、SNSやHPも活用し、情報を発信してはどうか。

**基本目標Ⅲ**

**政策・方針決定過程への女性の参画促進**

指標	目標値（平成29年度）
①審議会等委員の女性比率	35%
②女性委員が0の審議会の割合	5%以下
③職員の管理職（一般行政職、係長以上）における女性比率	17%

■意見なし

基本課題	基本施策
1. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進	(1)企業・民間団体等への女性の差別の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発
	(2)学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	(3)科学技術・学術分野における男女共同参画の推進
	(4)審議会等における女性の積極的登用
	(5)行政機関への女性職員の登用促進

■(1)-①ポジティブ・アクションの認識の徹底

- ・(状)情報誌『ウエーブレット』は県内の他市町に比べると、装丁にも凝っており、作成にお金も手間もかかっていると感じるが、媒体として適切なのか。対外的には価値は高いかもしれないが、市民が本当に手にして読んでいるのか疑問であり、費用対効果を検証する必要があるのではないか。
- ・(状)『あいめっせ通信』や『ひょうご男女共同参画ニュース』などを、今よりも広く手に取って読んでもらうようにしてもらった上で、企業や民間団体等の取り組みを促す必要があるのではないか。
- ・(状)他部局（健康福祉局こども育成部など）と連携して広報物を作成することも検討する必要があるのではないか。

■(1)-③政策決定等に関する学習・研修機会の充実

- ・(状)働く女性が参加しやすい曜日とは何曜日なのか。基本目標IV-1-(3)-⑥女性の再チャレンジ支援にも「子育て世代の女性が参加しやすい日時に開催した」と同じような内容の表現があるが、いずれも具体的にいつなのか分からない。
- ・(状)「暴力防止セミナー」は、必要であるが、どのレベルのものをやるのか示し方が難しいのではないか。講座終了後の「出口（次のステップ）」を示すことも必要ではないか（例えば、「サポーター養成講座」とするなど）。福祉分野の市職員など向けに、定期的な勉強会も必要ではないか。

■(1)-④企業・民間団体を対象にした出前講座の実施

- ・(状)「市政出前講座」での男女共同参画講座はニーズを的確に掘り起こす必要があるのではないか。身近に公民館があるので、公民館で開催するためには公民館長への啓発も必要ではないか。出前講座は依頼を「待つ」のではなく、「攻め」の姿勢が必要ではないか。申し込みがない講座については、どのようにしたら申し込みが増えるのか、考える必要があるのではないか。
- ・(状)企業・民間団体は、必ず年1回は出前講座を受講する必要があるのではないか。

■(3)-①女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり

- ・国がやっている施策だが、取り組む必要があるのか。イメージ先行でやらなくてもよいのではないか。

■(4)-①女性委員比率の目標達成に向けた管理

- ・有識者の数を減らして公募委員の枠を広げてはどうか。

■(5)-①女性職員の管理職への登用促進

- ・(状)「ジェンダーによる差異でなく、一定の水準で昇任昇格を行った」とあるが、あたりまえのことではないだろうか。

- ・「ジェンダーにとらわれることなく」という表現は古いのではないか。
- ・管理職に適した女性の人材はあるものの、管理職になりたがらないのではないか。

基本課題	基本施策
2. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画	(1)地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
	(2)防災・防犯活動における男女共同参画の推進
	(3)男女共同参画の視点に立った環境問題への取り組みの推進
	(4)地域における女性団体の活性化支援と参画促進

■(1)-①地域活動団体に関わる男性の意識変革と女性のエンパワーメントの促進

- ・(状)「子ども会連合会にプランを周知し、啓発に努める」とあるが、「プランの周知」はされていないのではないか。

■(1)-⑤地域活動団体の活動状況の調査と情報提供

- ・(状)「女性リーダー養成を目的に」とあるが、男女共に募集してはどうか。

■(2)-②防災体制確立のための防災分野における女性の参加拡大

- ・(状)災害拠点や男女共同参画の視点からの防災など、男女共同参画推進センターが担当となる施策をもつべきではないか。
- ・(状)防災に関する連続講座を開催する際、男女共同参画の視点で行う内容のものを取り入れてはどうか。

■(2)-④女性消防団員の育成指導

- ・(状)訓練や研修を高校生に体験させてみてはどうか。

基本課題	基本施策
3. 地域おこし・まちづくりへの男女共同参加・参画の促進	(1)男女共同参画の視点に立った地域おこし・まちづくり・観光等を通じた地域の活性化等の推進

■意見なし

**基本目標Ⅳ**

**雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

■全体

- ・子どもを育てながらステップアップできる仕組みが必要ではないか。
- ・パートタイム労働でよいという人を無理に正社員にする必要はないのではないか。

- ・ 育児などで退職した人が安定した職に就く機会が必要ではないか。
- ・ 何歳であってもチャレンジできることが重要ではないか。

指標	目標値（平成29年度）
①「男女雇用機会均等法」の周知度	90%
②「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	70%
③農村女性の起業化への参加件数	17件

■意見なし

基本課題	基本施策
1. 労働の場における男女平等の徹底	(1)男女の均等な雇用社会と待遇の確保の促進
	(2)セクシュアル・ハラスメント等防止の啓発
	(3)女性の活躍による経済社会の活性化

■(3)-⑧「M字カーブ問題」の解消に向けた取り組みの推進

- ・ 「M字カーブ問題」の解消に向けた取り組みが不十分ではないか。

基本課題	基本施策
2. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1)男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備
	(2)仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進
	(3)男女がいきいきと働き続けられる労働条件と環境の整備
	(4)多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援

■全体

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現というが、現実の仕事中心になってしまう。

■(1)-②育児休業制度の情報提供

- ・ (状) 姫路市職員から率先して取ってほしい。
- ・ (状) 男性から育休を取れば取りやすい雰囲気になるのではないか。

■(3)-④働く女性のネットワーク拠点の整備

- ・ 働く女性のネットワーク拠点の整備は、できていないのではないか。

■(3)-⑥男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所への優遇策の検討

- ・入札優遇はするべきではないと思う。

基本課題	基本施策
3. 農林水産業・商工業等自営業に携わる女性の労働評価と就業環境の整備	(1)女性の労働をめぐる権利と社会保障の普及・定着
	(2)女性の労働条件の向上と労働に対する正当な評価
	(3)女性の経営参画の推進

■(2)-②女性の労働に関する実態調査の実施

- ・(状)農林漁業組合の理事クラスへの女性の登用について、もっと積極的に働きかけてはどうか。

**基本目標V** 生涯を通じた心身の健康づくり

■全体

- ・性教育も大切であるが、具体的施策の中に「身を守る」項目がないので、その項目を追加し、その具体的施策の概要として学校教育等で実施することを盛り込むべきではないか。
- ・性と人権に関して、具体的施策を行う担当部署が多岐にわたっており、連絡に際して市民に戸惑いが生じるので、担当部署間で連携を取り、窓口の一体化を図ることなど、市民が連絡しやすく、連絡先がすぐに分かるような体制をとるべきではないか。

指標	目標値（平成29年度）
①乳児家庭全戸訪問事業の訪問率	92%→95%
②乳がん・子宮がんの検診受診率	乳がん13.8%→20%
	子宮がん15.8%→20%

- ・生涯を通じた心身の健康づくりの指標に「乳児家庭全戸訪問事業の訪問率」の現状値と目標値が掲げられているが、訪問率だけにとらわれず、乳児の虐待事案の予防を図るため、検診を受けていない乳児を重点に訪問を行う施策も盛り込むべきではないか。また、乳児の虐待に関する情報（例えば、長時間泣いている等）を収集する体制の確立やそのような情報に接した市民がどこに通報すればよいのか通報先の周知を図る施策も盛り込む必要があるのではないか。
- ・生涯を通じた心身の健康づくりの指標に「乳がん・子宮がんの検診受診率」の現状値と目標値が記載されているが、健康の保持に関しては「乳がん・子宮がん」の2項目だけでなく、全体の受診率を上げる目標値を設定する必要があるのではないか。

- ・保健所発行の平成27年度『保健衛生年報』によれば、乳がん・子宮がんは27%を目指す  
とあるが、統一すべきではないか。

基本課題	基本施策
1. 「性と人権」についての意識啓 発	(1)人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進
	(2)性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立
	(3)さまざまなメディアによる性や健康に関する正確な情報の提供

■(1)-①あらゆる機会を通じた「性と人権」に関する意識啓発

- ・(状)若年層に、図書情報からの啓発効果や情報誌『ウエーブレット』を手に取り、目にとめての効果が期待できるのか。
- ・(状)「若年層も視野に入れ」とあるが若年層の幅が曖昧ではないか。明確にする必要があるのではないか。
- ・(状)「高校生対象のデートDV出前講座」の平成27年度事業計画に具体的数値を示すべきではないか。
- ・デートDVについて、当事者の理解が低く相談をしないままということがある。授業や出前講座など学べる機会をもつべきではないか。

■(1)-②学齢に応じた性教育授業の実施

- ・(状)「小中学校以前の幼児期を含めて」とあるが平成27年度事業計画の中では、幼児期を対象とした事業が見当たらないが必要ではないか。

■(1)-③思春期保健活動の推進

- ・(状)中学生対象の講座だが、高校生にも必要ではないか。
- ・(状)思春期出前授業の実施件数が平成26年度と平成27年度の実施計画の回数がほとんど変わらない。これで充実させることができるのか。事業の見直しが必要ではないか。
- ・(状)対象が中学1年生と3年生だが、中学2年生にも必要ではないか。

■(2)-①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの意識啓発

- ・(状)男女共同参画推進課の平成27年度の事業計画の中にはリプロダクティブ・ヘルス／ライツの文言が入っているが男女共同参画推進センターの事業には出てこない。連携をとって整合すべきではないか。
- ・(状)男女共同参画推進課の事業計画の中に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する内容を記載するよう検討する」となっているが、意識啓発をするのであれば、記載するよう“検

討”するだけでは不十分ではないか。

■(3)-①性や健康に関する情報提供のためのメディアの効果的な活用

- ・(状)「メディアの効果的な活用」とあるが、ネット時代に姫路ケーブルテレビやFMゲンキのメディア効果は十分といえるのか検討する必要があるのではないか。
- ・(状)男女共同参画推進センターと広報課が連携をして、各世帯に配布される「広報ひめじ」を通じて発信すれば大きな効果が期待できるのではないか。

基本課題	基本施策
2. 女性の健康の保持・増進への支援	(1)母子保健対策の充実
	(2)ライフステージに応じた健康の保持・増進対策の充実

■(1)-③不妊治療への支援

- ・「不妊治療への支援」において、自治体の補助金制度には所得制限が設けられているが、実情に照らし、できる限りの経済的負担軽減を図るための方策を具体的施策の概要の中に盛り込むべきではないか。
- ・「不妊治療への支援」に関して、不妊治療は健康保険の適用はないが、経済的負担軽減を図るためにも健康保険が適用可能となるような方策を盛り込むべきではないか。
- ・(状)特定不妊治療費の助成に所得制限を設けるべきではないのではないか。

■(1)-⑤在住外国人向け母子保健情報の提供

- ・外国語版母子手帳をもっと周知し、活用されるようにすべきではないか。

■(1)-⑧妊娠・出産等に関する健康支援

- ・女性が安心して出産（特に2人目）ができるような体制、すなわち保育施設、病院等の施設の充実を図る内容を具体的施策の中に盛り込むべきではないか。

■(1)-⑨小児救急医療体制の確保

- ・救急医療が必要でない小児の受診があって本当に受診が必要な小児の受診に支障が生じていないか検証を行い、その検証を踏まえて、救急医療の受診に関して市民に啓発を図る施策を盛り込んでどうか。

基本課題	基本施策
3. 生涯を通じた男女の健康支援	(1)相談機能の充実とネットワークづくり
	(2)健康づくり体制の推進と予防対策の充実

- ・基本課題3の中で「～スポーツ活動への参加を奨励するなど健康づくりへの支援～」と書か

れているが、それを反映した具体的施策及び具体的施策の概要を盛り込んでどうか。

■(1)-①男女共同参画推進センターの相談機能の充実

- ・男性相談の実施を検討するとあるが、その実現時期を明確にするべきではないか。

■(2)-③骨粗しょう症の予防対策の充実

- ・(状)「女性が進んで他のがん検診と同時に受診できる体制の整備」を具体化してほしい。

■(2)-④女性医師配置の医療機関の情報提供

- ・(状)女性医師による診察を行う医療機関の情報提供を行うとあるが、抽象的な記載であるので、どこで知ることができるのかよく分からない。具体的な記載が必要ではないか。
- ・(状)男女共同参画推進センターの「女性のための健康相談」の実施、月1回というのはい少ないのではないか。

■(2)-⑤女性参画による医療体制の充実

- ・「女性医師の定着化を促進する」ためとあるが、逆に女性医師だけをとらえすぎていないか。女性特有の疾病のためには、同性医師は安心できるかもしれないが、不安な患者の気持ちに寄り添ってもらえなければ、女性であっても、医療体制の充実にならないのではないか。施策を見直すべきではないか。

**基本目標Ⅵ**

**少子・高齢社会における福祉の充実**

■全体

- ・見出しの「高齢社会」を「“超”高齢化社会」にすべきではないか。
- ・働く女性のみならず、就職活動中の女性に対する子育て支援も必要ではないか。
- ・女性が働く場合に、子どもを保育施設に必ず預けることができるという保証がないので、その保証を確立するための具体的施策を盛り込むべきではないか。
- ・高齢者や子育て中の女性等がストレスを溜めないように家から出ることができるような施策が必要ではないか。

指 標	目標値（平成29年度）
①認知症サポーターの養成者数	12,614人→17,000人
②一時保育・延長保育の実施園数	一時保育32ヶ所→37ヶ所 延長保育65ヶ所→70ヶ所

- ・認知症サポーターの養成者数の目標値が指標として上がっているが、その数を増やすことで、なぜ福祉が充実するかという理由が不明であり、また、その適正人員の根拠が不明である。

また、認知症サポーターをどのように活用を図るかを具体的施策に盛り込む必要があるのではないかと。

- ・「あんしんサポーター」の目標値も有るほうがいいのではないかと。
- ・指標で一時保育・延長保育の実施園数、一時保育を平成23年度現状値32ヶ所から平成29年度37ヶ所へ、延長保育を同じく65ヶ所から70ヶ所へと増加させている数について、増加数が「保育サービスをさらに充実させる」という評価につながるものなのか検討する必要があるのではないかと。

基本課題	基本施策
1. 人にやさしいまちづくりの推進	(1)ユニバーサルデザインの視点に立った「まちづくり」の推進

- ・基本課題1の現状と課題の中では「ハード面に加え、運営に従事する職員の対応や利用に関する分かりやすい情報の提供などソフト面と一体となった総合的な取り組みを進めています。」となっているが、具体的施策に「公共機関のバリアフリー化」等ハード面の内容はあるが、ソフト面に関する具体的施策の項目がない。よって、人の教育を含めソフト面に関する具体的施策を盛り込むべきではないかと。

■(1)-②公共交通機関のバリアフリー化

- ・妊娠中の女性や子供連れの人へのノンステップバスの利用度や外出促進のための効果が得られているか検証すべきではないかと。
- ・(状)「鉄道駅舎のバリアフリー化促進」の具体策を示すべきではないかと。

基本課題	基本施策
2. 介護の社会化のための環境整備	(1)地域ぐるみの介護支援
	(2)介護保険制度を生かす在宅福祉サービスの推進と施設の整備
	(3)男性の介護への参加促進と介護能力の開発・向上

■(1)-⑤高齢者を地域で支えるサポーターの育成

- ・(状)あんしんサポーターの養成とあるが目標数や現人数を具体的に示すべきではないかと。
- ・(状)認知症サポーター養成目標は既に達成しているが次の施策を示すべきではないかと。人数集めだけで終わらせるべきではないのではないかと。
- ・(状)認知症サポーター、あんしんサポーターについて、どう活動の場にかかしていくのか方向性の明記も必要ではないかと。

■(1)-⑥包括的支援事業の実施

- ・(状) 地域包括支援センターの業務内容について一般市民に周知・啓発するべきではないか。
- ・(状) 成年後見制度の支援策として、姫路市成年後見支援センターでは「市民後見人」を要請しているところであるが、市民後見人の要請人員の現員値を明らかにし、目標値を定め、また、市民後見人が成年後見人として選任され、その活動状況を市民にしらしめる方策を盛り込む必要があるのではないか。

■(1)-⑦介護予防事業の実施

- ・(状) 参加者が同じ顔ぶれになっていないか。みんな誘い合わせて、参加されることを期待する。閉じこもりの方が、外に出られるきっかけづくりになるようにすべきではないか。

■(2)-③老人福祉施設の整備推進

- ・(状) 予定通り整備を図り、その状況について市民に周知するべきではないか。

基本課題	基本施策
3. 総合的な子育て環境づくり	(1)地域ぐるみの子育て支援
	(2)多様な保育サービスの提供
	(3)男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進

■(1)-⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

- ・(状) 学童の時間延長モデル事業実施園を7園から10園に拡大したとあるがニーズにあっているかどうか検証すべきではないか。

■(2)-①延長保育、乳児保育、障害児保育、一時保育及び休日保育の充実

- ・(状) 保育士、調理員ほかを対象に研修とあるにも関わらず、「女性が研修に参加しやすいよう配慮した」と女性だけに配慮というのはおかしいのではないか。

■(2)-③保育の質を高めるための研修の実施

- ・(状) 「女性が研修に参加しやすいよう配慮した」とあるが「男女共同参画推進の固定的な役割分担にとらわれない」観点からは誰もが参加しやすいものにするべきではないか。

基本課題	基本施策
4. 社会的に困難な状況にある男女の生活安定	(1)ひとり親家庭への支援
	(2)高齢者、障害者等が安心して暮らせる環境の整備

■(1)-①ひとり親家庭への経済的支援の推進

- ・経済的支援だけでなく精神的サポートも必要ではないか
- ・(状) 「ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施」平成26年度1件は、少ない。周知を図る

必要があるのではないか。

■(1)-③ひとり親家庭等相談活動の充実

・(状)困ったときにどこに相談したらいいのか啓発が必要ではないか。

■(1)-⑥ひとり親家庭に対する就業の援助

・(状)児童扶養手当の受給者に対しての施策はあるが、受給してない人への施策を検討すべきではないか。

■(2)-①どのような状況の人でも自分らしく暮らせるための講座等の開催

・(状)「団塊世代『孫育て』のススメ」講座の延べ受講者131人受講のうち男性延べ12人となっている。男性の受講者が極端に少ない状況を踏まえると、その評価に疑問がある。男性受講者を増やす必要があるのではないか。

■(2)-③ひとり暮らし高齢者等の福祉の充実

・ふれあい給食等のサービスを提供しているが、十分に利用されておらず、サービスを提供される側の人に参加しやすくなるような取り組みを考えるべきではないか。

■(2)-⑧災害時要援護者の支援

・(状)防災機関との連携について具体的な施策を盛り込む必要があるのではないか。

## 推進体制の整備

指 標	目標値（平成29年度）
①男性職員の育児休業取得率	0.9%→3%
②子どもの出生時等における男性職員の5日以上 of 休暇の取得率	16.2%→35%
③「男女共同参画推進センター“あいめっせ”」の認知度	17.9%→60%

・「あいめっせ」の認知度の平成29年度目標値は60%ではなく、もっと高く設定すべきではないか。

基本課題	基本施策
1. 庁内推進体制の強化	(1)全庁的に取り組む男女共同参画推進体制の充実
	(2)男女共同参画の視点からの評価システムの構築
	(3)プランの推進に向けての全職員に対する意識づくり

	(4)男女共同参画率先行動計画の見直し
--	---------------------

■(3)-②職員の意識づくりの推進

- ・(状)最近、DV被害者の住民票を交付した。職員のDVに対する意識の向上を図る必要がある。以前にも交付したことがあるため、これからは行わないように啓発を徹底する必要がある。

■(3)-④男女が働きやすい職場づくりの推進

- ・(状)姫路市の職員から率先して有給休暇の取得率を上げる取り組みをする必要があるのではないか。
- ・(状)セクシュアル・ハラスメント防止のための取り組みを推進するとあるが平成26年度の事業の実績等や内容の中には全くセクハラにふれられていない。施策を盛り込む必要があるのではないか。

基本課題	基本施策
2. 条例の制定	(1)条例の制定
	(2)条例についての広報活動

■意見なし

基本課題	基本施策
3. 男女共同参画を推進する拠点の施設の充実・強化	(1)男女共同参画推進センター機能の充実・強化
	(2)市民参画による男女共同参画推進センターの運営
	(3)男女共同参画推進センター登録団体の充実・強化

■意見なし

基本課題	基本施策
4. 市民・企業・団体等との連携	(1)市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）への支援と連携の強化
	(2)「男女共同参画プラン推進懇話会」の運営
	(3)国・県等との連携
	(4)近隣市町等とのネットワークづくり

■(1)-②市民・企業・市民活動団体（NPO、ボランティア、地縁系団体）との情報交換と連携促進

- ・大学・高等学校との連携を促進する施策を盛り込む必要があるのではないか。

## その他の意見

- ・「充実」という言葉は必要な水準を既に満たしているとの印象を受けるため、「推進」、「促進」という言葉に変更すべきではないか。
- ・ジェンダーを意識しない、理解を進めるべきとしながらもジェンダーにとらわれた表現が多々見受けられるので見直すべきではないか。
- ・注目度の高い施策を行い、関心を高めるキッカケを作る必要があるのではないか。
- ・男女共同参画推進センター実施の講座のプランにおける位置づけが分かりにくい。明確にする必要があるのではないか。
- ・DV防止、抑制の観点から性教育を高校生にも拡大してはどうか。
- ・どういう言葉で発信していくかが大切で一言で分かるようなキャッチフレーズを模索していくべきではないか。
- ・インパクトのある発信をして一部の人だけでなく、多くの人の目に触れるような情報発信の方法が必要ではないか。
- ・講座について、多くの人に知られていないのではないか。広報の仕方に工夫が必要。浸透する発信方法を検討する必要があるのではないか。
- ・DV等の相談窓口案内カードの設置場所を工夫（例 商業施設のトイレの個室等）するとともに、設置する施設の数を増やす必要があるのではないか。
- ・具体的施策を幅広く発信及び伝達するために、より本人に使いやすい環境でアクセスできる方法（例 スマホ対応）が必要ではないか。
- ・パンフレット作りにおいて有識者の視点からだけでなく、市民等、より身近な者からの意見も積極的に取り上げていく必要があるのではないか。
- ・市民会議だけでなく井戸端会議、サロンの堅苦しくない“プチサミット”を開き、市民の意見をリサーチすべきではないか。
- ・男女共同参画の推進状況について、詳細かつ適宜の結果公表と市民によるチェックが必要ではないか。
- ・男女共同参画が定着しておらず、意識を持っている人との間でギャップがある。
- ・次世代（例 高校生）が考える“プチ条例”を作成させてみてはどうか。
- ・市民参画の会議参加するための条件を見直してほしい。
- ・市民会議の内容がプラン改訂に反映されているか否かのチェック機能として、市民会議委員による見直し会議を行ってはどうか。
- ・「男女共同参画プラン」の周知啓発のため、イベント等でパンフレットを市民に頒布しては

どうか。

- ・男女共同参画の意識づくりに向け積極的に学校などに働きかけ啓発活動を行ってはどうか。
- ・男女共同参画プラン市民会議が一過性のものではなく定期的にプラン審査会議として実施してはどうか。

参考資料

委員名簿

	班	名 前	備 考
1	A	石見 和之	
2		岸田 直美	
3		波多野 靖之	会 長
4		福井 正人	
5		本多 明美	
6		渡部 美智余	
7	B	海老原 あかね	
8		川石 雅代	
9		黒田 涼子	
10		中澤 麻美	副会長
11		藤野 朋子	
12	C	黒田 早苗	
13		小林 信子	
14		小林 由紀子	副会長
15		中安 雅美	
16		伴野 光男	
17		本多 孝子	

(事務局) 市民局市民参画部男女共同参画推進課



# 姫路市男女共同参画プラン 市民会議委員 を募集します！

## 男女共同参画について一緒に考えてみませんか？

「姫路市男女共同参画プラン 2022」をご存じですか？

姫路市では、平成25年3月に策定した「姫路市男女共同参画プラン 2022」に基づき、男女共同参画の推進に向けたさまざまな施策に取り組んでいます。

この「姫路市男女共同参画プラン 2022」の改訂にあたり、市民の皆様からご意見をいただき、より実効性のある施策を進めることを目的として、「姫路市男女共同参画プラン市民会議」を開催します。

地域や家庭、職場など、さまざまな場で男女が共に生き生きと活躍できるまちづくりをめざして、是非一緒に考えましょう。



### ■応募資格

市内に在住、在勤、在学の満18歳以上（平成27年4月1日現在）で、男女共同参画社会の形成に関心のある人

（ただし、国・地方公共団体の議員及び常勤の公務員である人を除く。）

### ■募集人数

20人（書類選考の上、結果を各応募者へ個別にお知らせします。）

### ■開催期間

平成27年7月から平成28年2月まで（予定）

### ■活動内容

原則として平日の夜間または土・日曜日・祝日に開催する会議（年6回程度）に出席し、意見を述べていただきます。委員の皆様には薄謝（市の規定による）をお渡しします。

### ■応募方法

応募用紙（様式は自由ですが、裏面の応募用紙をご利用ください。）に必要事項と「男女共同参画社会の実現」についての意見（800字程度）を記載し、男女共同参画推進課へ持参するか、郵送、FAX又は電子メールにより応募してください。なお、会議出席の際、一時保育（1歳半～就学前の幼児）の必要な方は、応募用紙にあわせて記載してください。

### ■応募期限

平成27年4月30日（木）必着

### ■応募・問い合わせ先

姫路市 男女共同参画推進課「姫路市男女共同参画プラン市民会議委員募集」係

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ3階

TEL：079-287-0803 FAX：079-287-0805

E-mail：danjosuishin@city.himeji.hyogo.jp

たくさんの方  
ご応募をお待ち  
しています！



## 会議の概要

	日時・場所	会議の概要
第1回	平成27年 7月14日(火) 18時35分～20時45分 イーグレひめじ4階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席委員による自己紹介</li> <li>・「姫路市男女共同参画プラン2022」及び「姫路市男女共同参画プラン市民会議」の概要説明(事務局)</li> <li>・3グループ(A～C)に分かれて討議・発表</li> <li>・役員選出</li> </ul>
第2回	平成27年 8月31日(月) 18時35分～20時55分 イーグレひめじ4階 セミナー室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれて討議・発表・意見交換</li> </ul>
第3回	平成27年10月 5日(月) 18時35分～20時30分 イーグレひめじ4階 セミナー室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれて討議・発表・意見交換</li> </ul>
第4回	平成27年11月20日(金) 18時35分～20時30分 イーグレひめじ4階 セミナー室A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれて討議・発表・意見交換</li> </ul>
第5回	平成27年12月21日(月) 18時35分～20時30分 イーグレひめじ4階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれて討議・発表・意見交換</li> </ul>
第6回	平成28年 1月19日(火) 18時35分～20時15分 イーグレひめじ4階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループに分かれて討議・発表・意見交換</li> </ul>
第7回	平成28年 2月 1日(月) 18時35分～20時15分 イーグレひめじ4階 第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集の内容確認作業等の調整</li> <li>・出席委員による男女共同参画に関する意見・市民会議の感想等発表(5～10分間程度ずつ)</li> </ul>



## 姫路市男女共同参画プラン 市民会議 (第1回)

平成27年7月14日(火) 18:30~  
イーグレひめじ 4階 第1会議室

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



## 姫路市男女共同参画プラン 2022

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



### 姫路市男女共同参画プランとは・・

- 男女共同参画社会の形成を目指し、姫路市において取り組むべき具体的な施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針として策定
- 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画に該当

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



### 姫路市女性行動計画 (女性いきいきプランひめじ)

- 平成 5年3月策定 (8年間)

➡

### 姫路市男女共同参画プラン

- 平成13年3月策定 (前期実施計画 (6年間))
- 平成19年3月改訂 (後期実施計画 (6年間))

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



## 姫路市男女共同参画プラン2022

- 平成25年3月策定（前期実施計画（5年間））
- 平成25年度から平成34年度まで  
（2022年度までの10年間）

「男女が対等に社会参加や参画を  
し、ともに役割や責任を分かち合  
って喜らせるまち・姫路」の構築

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン2022



男女共同参画プラン2022

3つの  
基本理念

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン2022



男女共同参画プラン2022

6つの  
基本目標

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン2022



男女共同参画プラン2022

それぞれの  
基本課題

男女共同参画プラン市民会議第1回資料

姫路市男女共同参画プラン2022

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料

基本理念

- 男女の人権が尊重される社会
- 男女が対等に参画し、責任を担う社会
- あらゆる状況・立場の人に多様な選択が保障される社会

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料

基本目標

- I 人権尊重をめざす市民意識の育成
- II 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- III 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- IV 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- V 生涯を通じた心身の健康づくり
- VI 少子・高齢社会における福祉の充実

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料

とくに重要と考える5つの視点

- 男性・子どもの男女共同参画
- あらゆる暴力の根絶
- あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画
- 防災分野等における男女共同参画
- ワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



## 姫路市男女共同参画プラン2022



男女共同参画プラン2022

重点的に推進すべき課題

重点的に推進すべき課題

1. 男女の自律・自覚意識の促進

2. あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

3. 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画

4. 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 重点的に推進すべき課題

- 男女の自律・自覚意識の促進
- あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- 地域社会での男女の対等な関係づくりと、活動への共同参画
- 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン 市民会議

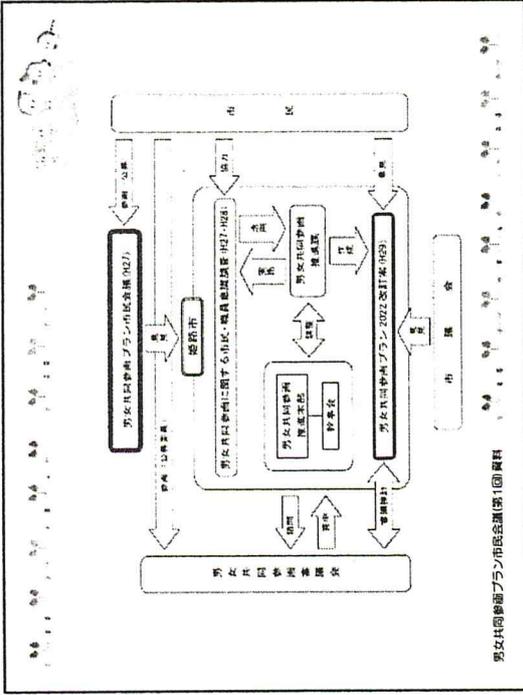
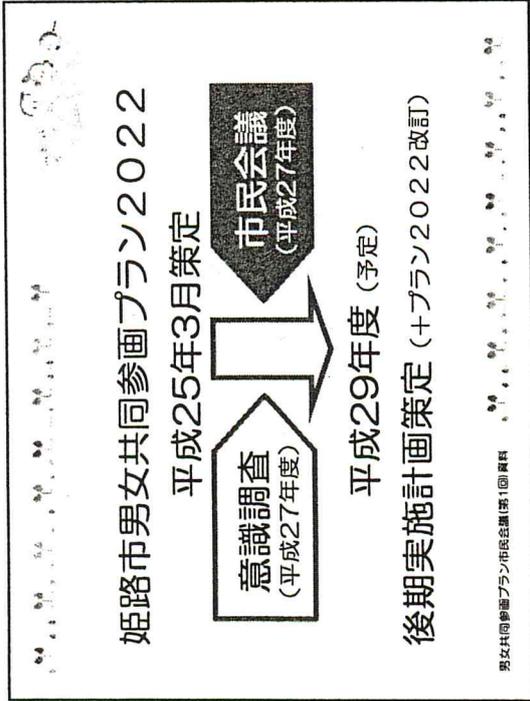
男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン市民会議

- 組織 ・ 委員20人以内（17人を決定）  
・ 会長1人・副会長2人（進行）
- 期間 ・ 平成28年2月まで（6回程度）
- 内容 ・ プラン2022改訂・後期実施計画策定について意見交換  
（→平成28年2月中に意見集を作成）

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



グループ討議

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料

グループ討議の流れ(1)

- グループ分け
- 各グループに分かれて討議
  - ① 司会者(進行者)・記録者・発表者を決める
  - ② 討議(テーマ) 男女共同参画社会の形成 姫路市男女共同参画プラン

男女共同参画プラン市民会議(第1回)資料



## グループ討議の流れ（2）

- 発表  
全体で討議内容の発表  
（1グループ5分程度）
- 記録提出  
討議内容を記録用紙にまとめ、事務局へ提出

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## グループ分け

<b>A</b>	I	人権尊重をめざす市民意識の育成
	II	男女共同参画を推進する教育・学習の充実
<b>B</b>	III	政策・方針決定過程への女性の参画促進
	IV	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
<b>C</b>	V	生涯を通じた心身の健康づくり
	VI	少子・高齢社会における福祉の充実

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 注意点

- 男女共同参画をめぐる課題、問題点、問題点、プランの中で関心のあること等、何でも結構ですので、自由に議論をお願いします。
- 広く市民の皆さんのご意見をいただく会議です。それぞれのご意見は大切にしたいだけようご協力をお願いします。

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



## 姫路市男女共同参画プラン 市民会議（第1回）

本日の会議は以上です。  
お疲れ様でした。

男女共同参画プラン市民会議第1回資料



---

姫路市男女共同参画プラン市民会議意見書

---

平成28年(2016年)3月

編集 姫路市男女共同参画プラン市民会議

発行 姫路市市民局市民参画部

男女共同参画推進課

〒670-0012

姫路市本町68番地290 イーグレひめじ3階

TEL (079) 287-0803

FAX (079) 287-0805

---